許可番号第００１４０００１４５３号

産業廃棄物処分業許可証

住　所　北海道深川市稲穂町二丁目９番21号

氏　名　有限会社二光産業　代表取締役　髙橋　修司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第６項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事　鈴木　直道

許可の年月日　　令和５年(2023年)２月23日

許可の有効年月日　　令和10年(2028年)２月22日

１．事業の範囲

埋立（**がれき類、廃プラスチック類**（ただし、自動車等破砕物（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（自動車の窓ガラス、自動車のバンパー（プラスチック又は金属から成る部分に限る。）及び自動車のタイヤを除く。）の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。）、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）及び廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの（有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。）以下同じ。）及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除き、おおむね15センチメートル以下のものに限る。）、**金属くず**（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、**ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず**（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部）、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、**ゴムくず**（おおむね15センチメートル以下のものに限る。）、以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）、

破砕（がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、木くず、廃プラスチック類、繊維くず、紙くず、ゴムくず、金属くず）、

切断・圧縮（金属くず）、

選別（木くず）、

浮遊選別（木くず、金属くず、がれき類）。以下余白。

２．事業の用に供するすべての施設

施設の種類　がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破砕施設
設置場所　深川市一已町字一已2502番９
設置年月日　平成４年(1992年)12月18日
処理能力　処理能力　385.６ｔ／日（８時間）、48.２ｔ／時間
届出年月日　平成13年(2001年)４月27日
受付番号　空環生第240-29号

令和７年(2025年)３月25日許可証書換交付（事業の用に供する施設の変更）　（空知総合振興局）

（別紙１）

許可番号　第００１４０００１４５３号
業者名　有限会社二光産業

施設の種類　がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破砕施設
設置場所　深川市一已町字一已2502番９
設置年月日　令和３年(2021年)３月18日
処理能力　960ｔ／日（８時間）
120ｔ／時間
許可年月日　令和２年(2020年)11月13日
許可番号　空環生第1718-4号

施設の種類　がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破砕施設
設置場所　深川市一已町字一已2502番９
設置年月日　平成９年(1997年)５月28日
処理能力　560ｔ／日（８時間）
70ｔ／時間
届出年月日　平成13年(2001年)４月27日
受付番号　空環生第240-30-1号

施設の種類　金属くずの切断・圧縮施設
設置場所　深川市一已町字一已2502番７
設置年月日　平成８年(1996年)３月26日
処理能力　35.84ｔ／日（８時間）
4.48ｔ／時間

施設の種類　金属くずの切断・圧縮施設
設置場所　深川市一已町字一已2502番７
設置年月日　平成８年(1996年)３月26日
処理能力　35.84ｔ／日（８時間）
4.48ｔ／時間

施設の種類　安定型最終処分場
設置場所　深川市音江町字国見286番１
設置年月日　平成７年(1995年)５月18日
処理能力　8,186平方メートル
26,279立方メートル
許可年月日　平成７年(1995年)２月17日
許可番号　衛施第16-6号

施設の種類　木くずの破砕施設
設置場所　深川市一已町字一已2527番170
設置年月日　平成14年(2002年)10月28日
処理能力　69.12ｔ／日（８時間）
8.64ｔ／時間
許可年月日　平成14年(2002年)９月17日
許可番号　空環生第49-9号

施設の種類　木くず、廃プラスチック類、繊維くず、紙くず、ゴムくず、金属くずの破砕施設
設置場所　深川市一已町字一已2502番２
設置年月日　平成14年(2002年)10月28日
処理能力　・木くず
21.6ｔ／日（８時間）
2.7ｔ／時間
・廃プラスチック類
14.7ｔ／日（８時間）
1.84ｔ／時間
・繊維くず
4.8ｔ／日（８時間）
0.6ｔ／時間
・紙くず
6.9ｔ／日（８時間）
0.86ｔ／時間
・ゴムくず
21.6ｔ／日（８時間）
2.7ｔ／時間
・金属くず
48.5ｔ／日（８時間）
6.06ｔ／時間
許可年月日　平成14年(2002年)９月17日
許可番号　空環生第49-8号

施設の種類　木くずの選別施設
設置場所　深川市一已町字一已2527番170
設置年月日　平成10年(1998年)４月20日
処理能力　816ｔ／日（８時間）
102ｔ／時間

施設の種類　木くず、金属くず、がれき類の浮遊選別施設
設置場所　深川市一已町字一已2527番170
設置年月日　平成13年(2001年)10月25日
処理能力　101ｔ／日（８時間）
12.63ｔ／時間

施設の種類　安定型最終処分場
設置場所　深川市多度志南655番、666番１、667番１、670番１、656番２
設置年月日　平成３年(1991年)９月25日
処理能力　20,598平方メートル
158,707立方メートル
届出年月日　平成３年(1991年)８月２日
届出番号　衛施第4-10号

令和７年(2025年)３月25日許可証書換交付（事業の用に供する施設の変更）　（空知総合振興局）

（別紙２）

許可番号　第００１４０００１４５３号
業者名　有限会社二光産業

施設の種類　廃プラスチック類、木くず、ゴムくずの破砕施設
設置場所　深川市多度志南670番１
設置年月日　平成15年(2003年)３月26日
処理能力　(廃プラスチック類)
9.2t/日（８時間）
1.15t/時間
(木くず、ゴムくず)
13.6t/日（８時間）
1.7t/時間
許可年月日　平成15年(2003年)２月18日
許可番号　空環生第49-14号

施設の種類　木くずの破砕施設
設置場所　深川市一已町字一已2502番２、７、８、９、2527番170、171
設置年月日　令和７年(2025年)３月３日
処理能力　266.72t/日（８時間）
33.34t/時間
許可年月日　令和７年(2025年)１月30日
許可番号　空環生第3029号

施設の種類　保管場所１
設置場所　深川市一已町字一已2502番７
面積　116.8m²
種類
・金属くず(切断圧縮)。
保管上限　111.2m³
高さ　２m

施設の種類　保管場所２
設置場所　深川市一已町字一已2502番８、９
面積　180m²
種類
・金属くず(切断圧縮)。
保管上限　198m³
高さ　３m

施設の種類　保管場所３
設置場所　深川市一已町字一已2502番７，８，９
面積　1,375m²
種類
・がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（破砕）。
保管上限　3,646m³
高さ　6.25m

施設の種類　保管場所４
設置場所　深川市一已町字一已2502番２、９
面積　1,320m²
種類
・がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（破砕）。
保管上限　3,948m³
高さ　8.25m

施設の種類　保管場所５
設置場所　深川市一已町字一已2527番170、2527番1719
面積　503.118m²
種類
・木くず（破砕）。
保管上限　892.32m³
高さ　4.53m

施設の種類　保管場所６
設置場所　深川市一已町字一已2502番２
面積　281.71m²
種類
・木くず（破砕）。
保管上限　363.05m³
高さ　3.3m

施設の種類　保管場所７
設置場所　深川市一已町字一已2502番２
面積　61.36m²
種類
・廃プラスチック類、繊維くず、紙くずの混合物（破砕）。
保管上限　102.83m³
高さ　2.39m

施設の種類　保管場所８
設置場所　深川市多度志南670番１
面積　100m²
種類
・木くず。
保管上限　112.098m³
高さ　2.1m

施設の種類　保管場所９
設置場所　深川市多度志南670番１
面積　60m²
種類
・廃プラスチック類。
保管上限　32.29m³
高さ　1.25m

令和７年(2025年)３月25日許可証書換交付（事業の用に供する施設の変更）　（空知総合振興局）

（別紙３）

許可番号　第００１４０００１４５３号
業者名　有限会社二光産業

３．許可の条件
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

４．許可の更新又は変更の状況
平成10年(1998年)２月２３日許可の更新
平成12年(2000年)７月７日変更許可（埋立（がれき類，廃プラスチック類（ただし、自動車等破砕物、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されていものに限る、以下同じ。）及び廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの（有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。）。以下同じ）であるものを除く。）、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの及び廃容器包装であるものを除く。）、ガラスくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部）、廃石膏ボード及び廃容器包装であるものを除く。）、ゴムくず）、焼却（紙くず、繊維くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類）、破砕（ガラスくず及び陶磁器くず）の追加。）
平成15年(2003年)２月７日変更許可（破砕（木くず、廃プラスチック類、繊維くず、紙くず、ゴムくず、金属くず）、破砕分離（紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）、選別（木くず）、浮遊選別（木くず、金属くず、がれき類）の追加。）
平成15年(2003年)２月23日許可の更新
平成15年(2003年)８月29日事業の一部廃止届出（焼却（廃プラスチック類（廃タイヤに限る。））の削除。）
平成20年(2008年)５月１日許可の更新
平成24年(2012年)３月28日事業の一部廃止届出（焼却（木くず、紙くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）の削除。）
平成25年(2013年)６月26日許可の更新
平成29年(2017年)10月１日施行令改正（水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く旨の加筆。）
平成30年(2018年)２月５日事業の一部廃止届出（破砕分離（紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）の削除。）
平成30年(2018年)３月23日許可の更新
令和５年(2023年)２月23日許可の更新

５．規則第10条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　~~有~~・(無)
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

令和７年(2025年)３月25日許可証書換交付（事業の用に供する施設の変更）　（空知総合振興局）